

周南市有害鳥獣捕獲対策協議会会則

平成16年2月17日制定
平成21年4月1日改正
平成22年7月15日改正
平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年7月25日改正
平成27年7月16日改正
平成29年7月5日改正
平成29年12月26日改正
平成31年3月18日改正
平成31年4月16日改正
令和2年4月2日改正
令和5年3月20日改正

(名称)

第1条 本会は、周南市有害鳥獣捕獲対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、周南市における有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、市が策定する周南市鳥獣被害防止計画（以下、被害防止計画という）に従って有害鳥獣の捕獲活動等を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 周南市鳥獣被害防止計画策定に際し、助言を行う。
- (2) 捕獲隊の編成に関する事。
- (3) 有害鳥獣による被害防止対策に関する情報の収集。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事。

(構成)

第4条 協議会は委員20人以内で構成する。

- 2 委員は次に掲げる各号のなかから、周南市長に委嘱された者とする。

- (1) 周南農林水産事務所森林部長
- (2) 周南警察署生活安全課長
- (3) 光警察署生活安全課長
- (4) 山口県農業共済組合東部支所長
- (5) 山口県東部森林組合長
- (6) 山口県農業協同組合周南統括本部営農経済部長
- (7) 市内各猟友会長
- (8) 鳥獣保護管理員
- (9) 周南市有害鳥獣対策担当部長
- (10) 周南市各総合支所長
- (11) 猟友会女性会員
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会の会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告する。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に会議の招集を請求する。

(総会の種別等)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 通常総会は、毎年度1回3月に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 総会の議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合を除き、会長は、総会の議決に加わることはできない。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(総会の権能)

第10条 総会は、この会則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の者の同意がなければならない。

- (1) 本会の解散
- (2) 会則の改廃

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数及びその氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員の中から選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、周南市鳥獣対策担当課におき、事務局長には有害鳥獣対策

室長を充てる。

(補助機関等)

第14条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員又は委員が推薦した者及び担当職員で構成する。

3 幹事会は、必要に応じ事務局が招集する。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成16年2月17日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年7月15日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年7月25日から施行する。

この会則は、平成27年7月16日から施行する。

この会則は、平成29年7月5日から施行する。

この会則は、平成29年12月26日から施行する。

この会則は、平成31年3月18日から施行する。

この会則は、平成31年4月16日施行する。

この会則は、令和2年4月2日から施行する。

この会則は、令和5年3月20日から施行する。